

25. 鳴見台2丁目地区整備計画区域

別表第2. 用途の制限（第4条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
鳴見台2丁目地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 兼用住宅でその他の用途が次のアからウまでのいずれかに該当するもの ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗 イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (3) 共同住宅 (4) 集会所 (5) 診療所 (6) 巡査派出所又は公衆電話所 (7) その他公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等

別表第3. 容積率の最高限度（第5条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の容積率の最高限度
鳴見台2丁目地区	10分の8

別表第4. 建蔽率の最高限度（第6条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の建蔽率の最高限度
鳴見台2丁目地区	10分の5（街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地にあつては、10分の6）

別表第5. 敷地面積の最低限度（第7条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
鳴見台2丁目地区	180 平方メートル（集会所その他公益上必要な建築物の敷地を除く。）

別表第 6 . 壁面の位置の制限 (第 8 条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
鳴見台 2 丁目地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途に供するもの (2) 床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等

別表第 7 . 高さの最高限度 (第 9 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
鳴見台 2 丁目地区	10 メートル

別表第 8 . 各部分の高さの最高限度 (第 10 条関係)

(ア) 地区	(イ) 数値	(ウ) 数値
鳴見台 2 丁目地区	1.25	5 メートル